

2017年1月31日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課  
L P ガス・パブリックコメント御担当者 様

宮城県生活協同組合連合会  
会長理事 宮本 弘  
仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F  
TEL022-276-5162 FAX022-276-5160

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令案」等の制定に関する意見

1. 今回の省令等の一部改正案及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針案」の内容を支持します。消費者の立場から、この内容が後退することがないよう、強く要望します。

家庭用 LP ガスにおける料金透明化、取引適正化などをめぐって、様々な問題が指摘されてきた中、消費者団体などから強く要望されてきた国による LP ガス小売営業における指針（ガイドライン）が提案されたことは、画期的なことです。また、その内容についても、この間、消費者の立場から要望されてきた項目を多く盛り込んでおり、高く評価できるものです。とりわけ、標準的な料金メニュー等の公表、液石法第 14 条に定める書面を交付するときの説明、料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知などを「必要である」と表現したことは、きわめて重要であり、この表現を後退させないことを強く要望します。

2. 今回の指針（ガイドライン）について、家庭用 LP ガス販売事業者を対象に、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化を図っていくためには、国が制定した指針が実際に守られているかどうかを定期的に調査していく必要があります。そうした意味で、このたび資源エネルギー庁が、全国の LP ガス販売事業者（約 2 万社）を対象に、標準的料金公表の状況や今後の予定などを含むアンケート調査「平成 28 年度石油製品需給適正化調査・石油ガス地域販売実態調査」を実施するとしたことは、高く評価されます。調査結果を可能な限り具体的に公表するとともに、引き続き、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

3. 指針の遵守状況で不十分な結果が出た場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の改正を含め、より強い措置をとることを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化にあたっては、全国 LP ガス協会が「LP ガス 販売指針」を出していたにも関わらず、情報公開や取引適正化が進まず、原油安の状況時にも小売価格が下がらないといった下方硬直性、消費者が販売事業者を変更するにあたり、消費者トラブルになる事例が絶えないなど、様々な問題が続いていました。指針の内容が遵守されず、これらの問題が解消されなければ、より強い措置が必要と考えます。指針の中にも「取り組むべき事項は、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていく」と明記されていますが、指針の見直しでは限界がある事態も想定されます。そうした際には、液石法の改正を含めたより強い措置をとることを要望します。

4. 今回の指針（ガイドライン）を事業者が遵守することによって、「消費者の LP ガス事業に対する不信感の解消」や「消費者と LP ガス事業者との間に起こるトラブルをなくす」ことにつながるよう以下のことを要望します。

- (1) 公表された標準的料金メニューの算定方法などに、合理性・妥当性があるかどうかについて、調査・監視の実施を要望します。

LP ガスの料金は、同一事業者内でも何種類もの料金表があったり、個別宅ごとに異なった料金が設定されたり、それが事業者内でも整理されていない事例もあることが明らかになっています。こうした中、料金メニューを公表している事業者は、全体のわずか 0.9%となっており、利用者からすれば支払っている料金について、他社と比べることができず、実質的に選択ができない状況にあります。その結果、原油価格が下落しているにも関わらず、家庭向けの LP ガス小売料金はあまり下がらず、下方硬直性の問題が起きています。消費者が安心して利用できる価格環境を整えるため、ホームページなどを活用して公表する標準的な料金メニューの内容について、料金算定に合理性・妥当性が認められるかどうか調査・監視の実施を要望します。

- (2) LP ガス料金値上げなど料金改定時に、一般消費者等に対する事前通知の書面には、改定内容とその理由を記載することを義務づけてください。

一部の LP ガス業者では唐突に料金が値上げされるなどのケースがあります。生活から切り離せない家庭用エネルギーである LP ガスが、業者の都合によって消費者に何の説明もなく一方的に値上げされるようなことがあってはなりません。LP ガス料金の値上げなど料金改定時には、消費者の LP ガス事業に対する不信感が起きないように、改定の内容とその理由を記載した書面を事前通知とすることを義務づけてください。

- (3) LP ガス料金の明細について、請求書または領収書への記載を義務づけることを要望します。

LP ガス料金の明細について、請求書や領収書に明記されていない場合が多く、利用者が支払っている料金の内容について不透明となっています。LP ガス料金においても、利用者が支払っている料金の構成を明確に伝える必要があります。基本料金や従量料金、その他ガス機器に関わる費用などの料金明細を、請求書または領収書に明示することで、価格の透明性を確保していくことが必要です。LP ガス料金の明細について、請求書または領収書への記載を義務づけることを要望します。

## 5. 賃貸型集合住宅の賃貸借契約時には、重要事項説明への LP ガスの事業者名の記載と LP ガス料金の提示を要望します。

賃貸型集合住宅においては、貸主の要請や業界の慣習により、給湯器や配管工事をガス会社の負担で設置し、その分を料金に含めているケースがあります。これによって、同じエリアでも一戸建てと集合住宅とでは料金に差が出ています。賃貸契約時において、LP ガスの事業者名や料金などが明示されていないため、家賃の安い賃貸住宅を選択しても、家賃に LP ガス料金を加えると、結果として家賃の高い賃貸住宅よりも費用が高くなってしまうケースもあり得ます。また、賃貸型集合住宅の利用者は、自らの意思で LP ガス業者を変更したり、都市ガスやオール電化に変更することはできません。消費者が適切な選択ができるように、賃貸借契約における「重要事項説明」への「LP ガスの事業者名」の記載と LP ガス料金表の提示を要望します。

## 6. 全国規模の電気・ガス（都市ガス・LPガス）・灯油の料金に関する消費者モニター調査制度をつくり、毎月の家庭用エネルギー料金の動向を把握・分析し、公表できる体制を構築してください。

家庭用エネルギーは、公共性の高い生活必需品です。これまで、政府は消費者（需要家）利益をひとつの大きな目的として、電気・都市ガスの全面的に自由化を進めてきましたが、そうである以上、家庭用エネルギーの料金動向全体を正確に把握・分析し、監視していくことが政府の責任と考えます。今後の各エネルギーシステムの見直しを検討していく際にも、消費者段階での情報は必要です。政府として全国規模の消費者モニター調査制度をつくり、監視と今後の制度改善に活かしていくことを要望いたします。

以上